

## 公益財団法人高知市文化振興事業団サポーターズクラブ会則

(名称)

第1条 この会の名称は、公益財団法人高知市文化振興事業団サポーターズクラブ(以下「本会」といいます。 )といい、その愛称を「C<sup>か</sup>u<sup>る</sup>1 ちゃーず」とします。

(目的)

第2条 本会は、公益財団法人高知市文化振興事業団(以下「事業団」といいます。 )がその活動の基本理念である「市民による芸術文化の創造活動の日常化」を実現することに寄与するため、事業団が行う芸術文化活動の活性化を支援することを目的とします。

(会員)

第3条 本会は、前条に規定する本会の目的を理解し賛同する会員をもって構成します。

(特典)

第4条 本会は、第2条に規定する目的を達成するため、会員に対して、その会員期間中、毎年度、次に掲げる特典を提供します。

- (1) 事業団主催公演の無料招待券の提供(1年度につき1公演とし、事業団が指定する公演中から、会員が希望する公演を選択できます。 )
- (2) 事業団主催公演のチケットの割引購入(概ね1割の割引。事務局(第8条に規定する事務局をいいます。以下同じ。 )で購入する場合があります。 )
- (3) 横山隆一記念まんが館企画展の無料招待券の提供(1年度につき、原則として2枚とします。 )
- (4) 機関紙「文化高知」(隔月年6回、事業団発行)の提供

(入会、会費等)

第5条 本会への入会は、第1号様式による入会申込書を事務局に提出した者であって、第3項に規定する会費の納入が確認されたときに承認するものとします。

2 会員期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。ただし、年度途中で入会を希望する会員の会員期間は、第1項に規定する会費の納入が確認された日からその年度の3月31日までとします。

3 本会の会費は、年間 3,000 円(前項ただし書の規定により入会した会員も同様とします。 )とします。

4 会員には、前項に規定する会員期間ごとに第2号様式による会員証(会員本人に限り有効)を発行します。

5 暴力団員その他反社会的勢力に属すると認められる者は、入会をお断りします。

(会員情報の変更)

第6条 前条第1項に規定する入会申込書に記載した会員情報に変更があった会員は、速やかに、事務局にその旨を通知するものとします。

(退会等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を失うものとします。

- (1) 会員から退会の申し出があり、これを受理したとき
- (2) 会員期間満了前に行う更新手続期間中に、会員から翌年度の会員期間に係る会費が納入されない場合であって、会員期間が満了したとき
- (3) 本会に入会后、会員が前条第5項に規定する者に該当することが認められたとき

2 前項各号のいずれかに該当して会員資格を失う場合、その者が納入した会費は返還しないものとします。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、事業団企画事業課に置き、企画事業課長をその責任者とします。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成28年4月1日から施行するものとします。ただし、第5条(第2項ただし書の規定を除く。)の規定は平成27年12月24日から施行するものとします。

(経過措置)

2 この会則の施行の日(以下「施行日」といいます。)前に提出された第5条第1項に規定する入会申込書及び当該入会申込書を提出した者が納入した会費は、平成28年4月1日に提出及び納入したものとみなします。

3 「文化高知」賛助会は、この会則の施行の前日に廃止するものとします。ただし、賛助会員として賛助会費を納入し、この会則の施行日以後に会員期間が存する者は、当該期間について、賛助会員とみなします。

4 前項に規定する賛助会員とみなされる者が、第5条第1項に規定する入会申込書を提出し、本会の会費と賛助会費との差額を納入したときは、当該差額の納入日を確認した日をもって本会への入会を承認するものとします。